

平成30年11月28日

中島清晴議長 様

議員 海住恒幸

研修会参加報告

研修テーマ 地方議員のための地方財政制度と予算審議の基本講座

講師 稲沢克祐・関西学院大学専門職大学院教授

主催 一般財団法人日本経営者協会

実施日 平成30年11月15日（木曜日）午前10時～午後4時

会場 大阪科学技術センタービル内セミナールーム（大阪市西区）

記

講師を務められた稲沢教授による研修は、平成30年8月にも名古屋市で行われ、その際は決算を中心とした内容でしたが約3時間のプログラムを受講しました。今回は、当初予算の審議に軸を置くものでした。しかし、わたしにとっての主要な関心事は、地方財政制度における国と地方公共団体との関係性の中にある歳入の構造を理解しておきたいという点にありました。休憩を含むとはいえ6時間にわたって組み立てられた講座を聴いておきたいと思い、申し込みました。

プログラムは、自治体の環境変化と予算審議、地方自治体の財政自主権と歳入・歳出の概要、地方税制度の理解、財政調整制度（地方交付税・国庫補助負担金）の意義、地方交付税制度の概要、国庫補助負担金制度の理解、自治体の事務と財源保障、地方債制度の理解、地方財政制度と自治体の財政規律、その他の自治体財源の理解と財源確保策、歳出予算審議の進め方という項目を網羅した内容でした。

大学の地方財政の講座では1年間かけて取り扱うボリュームだということでした。これを6時間の時間枠とはいえ、昼休み休憩などを除くとかなり限られた時間の中での講義となるので内容の展開が早く、理解不十分のまま終わってしまい、残念に思っています。

大まかな内容は、長年の議員の経験の中では初めて聞くという部分は少なく、中途半端に知っているところは多いのが確かです。しかし、逆を言えば、知らない部分、これまでも苦手とするところで理解を補っておきたいと思っていた部分が脳のフィルターからはじかれてしまったところが多かったように思いま

す。いままで理解できていなかったところは結局、この日の講座を聴いても結局は理解できなかったということになります。

このため、帰ってから自己研修を積まなければならないと考え、稲沢教授の著書『一番やさしい 地方交付税の本』（学陽書房）を購入しました。

さて、この日の講座は、上記の項目にある通り、特に歳入と地方財政制度への理解を求めるものでした。

まず、地方自治体の歳入の特徴として、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債のど25の財源があることを確認しました。歳出は、市町村においては民生費が突出（37・2%）して多いことは容易に想像が付きませんが、県においては教育費が22・1%で最も多いということです。小中学校の教職員の給与を負担しているためです。当たり前のようですが、府県と市町村の役割の違いを見ることができます。そんな中、県の農林水産費は4・5%と低いのは意外でした。

このあと、講師は一般財源と特定財源にはどのようなものがあるかを解説したあと、一般財源を「歳出の自治」であると括り、特定財源を「歳出の自治の制限」と表現されていました。25の財源のうち一般財源は12、特定財源は13に分類できるということでした。

講義のヤマ場となったのは、地方交付税制度の概要でしたが、もともと持っていた知識に対して、より深くを理解できたとは言えませんでした。この中で印象に残る整理の仕方として、地方交付税はナショナル・スタンダードで、国庫負担金はナショナル・ミニマムという表現の違いでした。別の資料によると、ナショナル・スタンダードとは「合理的かつ妥当な行政水準」、ナショナル・ミニマムとは「法令により義務付けられた行政水準」ということでした。例えば、義務教育である小中学校の設置・運営はナショナル・ミニマムであり、高等学校のそれはナショナル・スタンダードということになるようです。制度の違いに込められた意味を理解しておくことが、経費の支出の適否を判断する材料になるように思われます。

歳出予算の審議についてはテキストを読めばわかるということと、時間の都合で内容は割愛されました。

いずれも、道半ばの理解であることがわかりました。引き続いての自己研鑽が必要です。

以上